

令和 5 年 3 月
令和 5 年 第 1 回 栃木 市 議 會 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 1 号	令和 5 年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和 5 年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和 5 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 5 号	令和 5 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 5 年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 5 年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 4 年度栃木市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 11 号	令和 4 年度栃木市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議案第 12 号	令和 4 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 13 号	令和 4 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 14 号	令和 4 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 15 号	令和 4 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 16 号	令和 4 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 17 号	令和 4 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 18 号	令和 4 年度栃木市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 19 号	令和 4 年度栃木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 20 号	栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	1
議案第 21 号	栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する 条例の制定について	2
議案第 22 号	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会 条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第 23 号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	16
議案第 24 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 25 号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第 26 号	栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する 条例の制定について	24

番 号	件 名	
議案第 27 号	栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 28 号	栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 29 号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 30 号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 31 号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 32 号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第 33 号	栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	110
議案第 34 号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	116
議案第 35 号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	146
議案第 36 号	栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定について	152
議案第 37 号	第 2 次栃木市総合計画基本構想及び基本計画について	153
議案第 38 号	佐野地区衛生施設組合規約の変更について	155
議案第 39 号	佐野地区衛生施設組合の解散について	160
議案第 40 号	佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について	161
議案第 41 号	市道路線の認定について	162
議案第 42 号	市道路線の廃止について	171
議案第 43 号	市道路線の変更について	174
議案第 44 号	財産の取得について	180
議案第 45 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	182
議案第 46 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	184
議案第 47 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて	186

(総務課)

議案第20号

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

(総務課)

議案第21号

栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する
条例の制定について

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が
生じたため、栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する
ことについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

- (1) 引用法令を改めること。 (第1条関係)
- (2) 審査会の所掌事項を改めること。 (第2条関係)
- (3) 参加人及び実施機関の定義を加えること。 (第5条関係)

2 介護保険条例の一部改正

認定資料の開示に係る規定を削ること。 (第13条から第15条関係)

3 栃木市自治基本条例の一部改正

個人情報の保護に関する委任規定を削り、字句の整理を行うこと。

(第10条及び第23条関係)

4 栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正

引用法令を改めること。 (第15条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例

現 行

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(設置)

第1条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）及び栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）に基づく情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を図り、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市情報公開条例第14条第3項及び栃木市個人情報保護条例第26条第3項の規定により諮問に応じて審議すること。
- (2) 栃木市個人情報保護条例第5条第2号、第7条第2項第8号及び第8条第1項第7号の規定により意見を述べること。
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、実施機関に対し意見を述べること。

改 正 案

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(設置)

第1条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年栃木市条例第 号。以下「法施行条例」という。）、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年栃木市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）及び栃木市寺尾財産区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年栃木市条例第 号。以下「財産区議会個人情報保護条例」という。）に基づく情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を図り、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市情報公開条例第14条第3項の規定により諮問に応じて審議すること。
- (2) 情報公開制度に関する重要事項について、実施機関（栃木市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この号において同じ。）の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、実施機関に対し意見を述べること。
- (3) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (4) 法施行条例第5条の規定による諮問に応じて審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (6) 議会個人情報保護条例第45条又は第50条（財産区議会個人情報保護条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問に応じて審議すること。
- (7) 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関（法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）及び議会個人情報保護条例第1条（財産区議会個人情報保護条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する議会に対し意見を述

現	行
(審査会の調査権限)	
第5条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。	
【栃木市介護保険条例の一部改正】	
目次	
第1章～第3章 略	
第4章 介護保険運営協議会（第12条）	
<u>第5章 認定資料の開示（第13条～第15条）</u>	
<u>第6章 雜則（第16条）</u>	
<u>第7章 罰則（第17条～第21条）</u>	
附則	
<u>第5章 認定資料の開示</u>	
（認定資料の開示を請求できる者）	
<u>第13条 法第19条第1項に定める要介護認定又は同条第2項に定める要支援認定の処分（以下「認定処分」という。）を受けた者は、市長に対し、当該認定処分に関する資料（以下「認定資料」という。）について開示請求をすることができる。</u>	
<u>2 前項の開示請求は、認定処分者本人（以下「本人」という。）のほか、本人を代理する次に掲げる者が行うことができる。</u>	
<u>(1) 本人の配偶者</u>	

改 正 案

べること。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、
参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をい
う。以下同じ。）又は実施機関（栃木市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、法
施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条（財産区議会個
人情報保護条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する議会をい
う。）（以下これらを「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書
面」という。）又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実の陳述
又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

【栃木市介護保険条例の一部改正】

目次

第1章～第3章 略

第4章 介護保険運営協議会（第12条）

第5章 雜則（第13条）

第6章 罰則（第14条—第18条）

附則

現 行

- (2) 本人の子
- (3) 前2号に掲げる者のほか、規則で定める者

3 開示請求者は、当該開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するものを提示し、又は提出しなければならない。

(開示資料)

第14条 認定資料のうち開示する資料は、次に定めるものとする。

- (1) 認定審査会資料（認定審査会が法第27条第4項から第6項まで及び第32条第3項から第5項までに規定する審査及び判定等に使用した資料をいう。）
- (2) 認定調査票（法第27条第2項の規定により被保険者的心身の状況等について調査した帳票（法第32条第2項において準用する場合を含む。）をいう。）
- (3) 主治医意見書（法第27条第3項（法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に提出された被保険者に係る医師の意見書をいう。）

(認定資料の非開示)

第15条 市長は、開示請求に係る認定資料が次の各号のいずれかに該当すると認められるとときは、認定資料の全部又は一部について開示をしないものとする。

- (1) 法令の定めにより、開示することができないとされているもの
- (2) 第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該第三者の権利利益を害するおそれのあるもの
- (3) 前条第3号で定める主治医意見書について、主治医からの開示についての同意がない場合

第6章 雜則

第16条 略

第7章 罰則

第17条～第20条 略

第21条 第17条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第17条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

【栃木市自治基本条例の一部改正】

改 正 案

第5章 雜則

第13条 略

第6章 罰則

第14条～第17条 略

第18条 第14条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第14条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

【栃木市自治基本条例の一部改正】

現 行

(市民の権利)

第10条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 市に対して、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利

(個人情報保護)

第23条 市は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護を図らなければならない。

2 略

3 第1項に定めるもののほか、市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正】

(市が設置する防犯カメラの取扱い)

第15条 略

2 略

3 前項の規定により読み替えて準用する第5条から第9条までの規定に定めるもののほか、画像データの取扱いについては、栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の定めるところによる。

改 正 案

(市民の権利)

第10条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 市に対して、自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求める権利

(個人情報保護)

第23条 市は、自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護を図らなければならない。

2 略

【栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正】

(市が設置する防犯カメラの取扱い)

第15条 略

2 略

3 前項の規定により読み替えて準用する第5条から第9条までの規定に定めるものほか、画像データの取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年栃木市条例第 号）の定めるところによる。

(総務課)

議案第22号

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ
推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

令和5年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正

課の名称を改めること。（第6条関係）

2 栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正

課の名称を改めること。（第8条関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第22号（総務課）

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市スポーツ推進審議会条例の一部を改正す

現	行
---	---

【栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正】

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営管理部職員課において処理する。

【栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正】

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興部市民スポーツ課において処理する。

る条例

改 正 案

【栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正】

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営管理部総務人事課において処理する。

【栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正】

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興部スポーツ課において処理する。

(職 員 課)

議案第23号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定
について

提案理由

本市の財政健全化を進めるに当たり、引き続き市長、副市長及び教育長の給与を減額する措置を講ずるため、栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(市民スポーツ課)

議案第24号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大光寺河川敷運動場及び栃木市大皆川ニュースポーツ広場を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市大光寺河川敷運動場及び栃木市大皆川ニュースポーツ広場を削ること。（第2条及び別表第1関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第24号（市民スポーツ課）

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

現	行	
(名称及び位置)		
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	
略	略	
栃木市柳原河川敷運動場	栃木市柳原町294番地1	
<u>栃木市大光寺河川敷運動場</u>	<u>栃木市大光寺町2121番地1</u>	
略	略	
栃木市城内ニュースポーツ広場	栃木市城内町2丁目118番地1	
<u>栃木市大皆川ニュースポーツ広場</u>	<u>栃木市大皆川町572番地33</u>	
略	略	
別表第1（第4条関係）		
施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市柳原河川敷運動場	日の出から日没まで	無休
<u>栃木市大光寺河川敷運動場</u>	<u>日の出から日没まで</u>	<u>無休</u>
略	略	略
栃木市城内ニュースポーツ広場	午前8時30分から午後5時まで	無休
<u>栃木市大皆川ニュースポーツ広場</u>	<u>日の出から日没まで</u>	<u>無休</u>
略		略

備考 略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市柳原河川敷運動場	栃木市柳原町294番地1
略	略
栃木市城内ニュースポーツ広場	栃木市城内町2丁目118番地1
略	略

別表第1（第4条関係）

施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市柳原河川敷運動場	日の出から日没まで	無休
略	略	略
栃木市城内ニュースポーツ広場	午前8時30分から午後5時まで	無休
略		略

備考 略

(保険年金課)

議案第 25 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求め
るもの。

◎改正の概要

出産育児一時金の額を改めること。 (第 8 条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事案)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな
らない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第25号（保険年金課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現	行
(出産育児一時金)	
第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	
2 略	

改 正 案

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

(高齢介護課)

議案第26号

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を
改正する条例の制定について

提案理由

栃木市西方ふれあいプラザを廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が
生じたため、栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を
改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市西方ふれあいプラザを削ること。（題名、第1条及び第2条関係）
- 2 西方ふれあいプラザ等を西方さくらホームに改めること。
(第3条から第14条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第26号（高齢介護課）

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する条例

現 行

栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例

(設置)

第1条 高齢者に対し、レクリエーション、静養、趣味等の生きがいの場を提供し、健康の保持増進を図るため、栃木市西方ふれあいプラザ及び栃木市西方さくらホーム（以下「西方ふれあいプラザ等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 西方ふれあいプラザ等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市西方ふれあいプラザ	栃木市西方町元1600番地1
栃木市西方さくらホーム	栃木市西方町金崎9番地1

(利用者の範囲)

第3条 西方ふれあいプラザ等を利用できる者は、市内に住所を有する60歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間)

第4条 西方ふれあいプラザ等の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 西方ふれあいプラザ等の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)～(3) 略

2 略

(利用の承認)

第6条 西方ふれあいプラザ等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、西方ふれあいプラザ等の利用を承認しないものとする。

(1)～(5) 略

(承認の取消し等)

改 正 案

栃木市西方さくらホーム条例

(設置)

第1条 高齢者に対し、レクリエーション、静養、趣味等の生きがいの場を提供し、健康の保持増進を図るため、栃木市西方さくらホーム（以下「西方さくらホーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 西方さくらホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市西方さくらホーム

位置 栃木市西方町金崎9番地1

(利用者の範囲)

第3条 西方さくらホームを利用することができる者は、市内に住所を有する60歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間)

第4条 西方さくらホームの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 西方さくらホームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)～(3) 略

2 略

(利用の承認)

第6条 西方さくらホームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、西方さくらホームの利用を承認しないものとする。

(1)～(5) 略

(承認の取消し等)

現 行

第8条 市長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、その利用を停止し、当該承認を取り消し、又は西方ふれあいプラザ等からの退出を命ずることができる。

2 略

(使用料)

第9条 西方ふれあいプラザ等の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、西方ふれあいプラザ等の施設、設備等を損傷し、又は汚損したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、西方ふれあいプラザ等の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に西方ふれあいプラザ等の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 前条の規定により指定管理者に西方ふれあいプラザ等の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 西方ふれあいプラザ等の利用及びその制限に関する業務

(3) 西方ふれあいプラザ等の維持管理に関する業務

(4) 略

2・3 略

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例の定めるところに従い、適正に西方ふれあいプラザ等の管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、西方ふれあいプラザ等の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

改 正 案

第8条 市長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、その利用を停止し、当該承認を取り消し、又は西方さくらホームからの退出を命ずることができる。

2 略

(使用料)

第9条 西方さくらホームの使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、西方さくらホームの施設、設備等を損傷し、又は汚損したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、西方さくらホームの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に西方さくらホームの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 前条の規定により指定管理者に西方さくらホームの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 西方さくらホームの利用及びその制限に関する業務

(3) 西方さくらホームの維持管理に関する業務

(4) 略

2・3 略

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例の定めるところに従い、適正に西方さくらホームの管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、西方さくらホームの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(子育て支援課)

議案第 27 号

栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部改正

引用条項を改めること。（第4条関係）

2 栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正

引用条項を改めること。（第1条及び第2条関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第27号（子育て支援課）

栃木市認定西方なかよしこも園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条

現	行
【栃木市認定西方なかよしこも園条例の一部改正】	
(園児)	
第4条 こども園の園児は、次に掲げるものとする。	
(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子ども	
(2) 略	
【栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正】	
(設置)	
第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第77条第1項</u> 及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、栃木市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。	
(所掌事務)	
第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事務を所掌するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）に関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。	

例

改 正 案

【栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部改正】

(園児)

第4条 こども園の園児は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条各号に掲げる小学校就学前
子ども
- (2) 略

【栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正】

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、栃木市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）に関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(子育て支援課)

議案第 28 号

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

学童保育の実施時間を延長することができる範囲を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

実施時間の延長に係る規定を改めること。（第 4 条関係）

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第28号（子育て支援課）

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(実施時間)	
第4条 略	
2 市長は、必要と認める児童については、 <u>1時間</u> を超えない範囲で実施時間を延長することができる。	
3 略	

改 正 案

(実施時間)

第4条 略

2 市長は、必要と認める児童については、2時間を超えない範囲で実施時間を延長することができる。

3 略

(子育て支援課)

議案第29号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、
所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の
議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 安全計画の策定等に係る規定を加えること。 (第7条関係)
- 2 自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を加えること。
(第8条関係)
- 3 業務継続計画の策定等に係る規定を加えること。 (第15条関係)
- 4 衛生管理等に係る規定を改めること。 (第16条関係)
- 5 職員に関する経過措置を改めること。 (附則関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな
らない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第29号（子育て支援課）

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

現	行
第6条 略	
<u>第7条～第12条</u> 略	

例

改 正 案

第6条 略

(安全計画の策定等)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第9条～第14条 略

(業務継続計画の策定等)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

現	行
(衛生管理等)	
<u>第13条 略</u>	
2	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
3 略	
<u>第14条～第21条 略</u>	
附 則	
1	略 (職員に関する経過措置)
2	この条例の施行の日から <u>令和5年3月31日</u> までの間、 <u>第10条第3項</u> の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>令和5年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

改 正 案

(衛生管理等)

第16条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 略

第17条～第24条 略

附 則

1 略

(職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(保育課)

議案第30号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）
懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削ること。（第13条関係）
- 2 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
 - (1) 安全計画の策定等に係る規定を加えること。（第8条関係）
 - (2) 自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を加えること。
(第9条関係)
 - (3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準に係る規定を改めること。（第12条関係）
- (4) 業務継続計画の策定等に係る規定を加えること。（第14条関係）
- (5) 衛生管理等に係る規定を改めること。（第17条関係）

- (6) 引用条項を改めること。 (第25条関係)
- (7) 保育士の数の算定の特例を改めること。 (附則関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第30号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）】	
<u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u>	
第13条 <u>児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>	
【栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）】	
目次	
第1章 総則（第1条— <u>第21条</u> ）	
第2章 保育所（ <u>第22条—第28条</u> ）	
第3章 児童厚生施設（ <u>第29条—第32条</u> ）	
第4章 雜則（ <u>第33条</u> ）	
附則	
第7条 略	

改 正 案

【栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）】

第13条 削除

【栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）】

目次

第1章 総則（第1条—第23条）

第2章 保育所（第24条—第30条）

第3章 児童厚生施設（第31条—第34条）

第4章 雜則（第35条）

附則

第7条 略

（安全計画の策定等）

第8条 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

現

行

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童
福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねること
ができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の
保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第11条 略

第12条 略

改 正 案

第9条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条・第11条 略

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条 略

（業務継続計画の策定等）

第14条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条 略

現 行

第13条 削除

第14条 略

(衛生管理等)

第15条 略

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 略

第16条～第21条 略

第2章 保育所

第22条 略

(保育所の設備の基準の特例)

第23条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1)～(5) 略

第24条～第28条 略

第3章 児童厚生施設

第29条～第32条 略

第4章 雜則

第33条 略

附 則

1 略

(保育士の数の算定の特例)

2 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

改 正 案

第16条 略

(衛生管理等)

第17条 略

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 略

第18条～第23条 略

第2章 保育所

第24条 略

(保育所の設備の基準の特例)

第25条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1)～(5) 略

第26条～第30条 略

第3章 児童厚生施設

第31条～第34条 略

第4章 雜則

第35条 略

附 則

1 略

(保育士の数の算定の特例)

2 第26条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、

現	行
<p>3 <u>第24条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、当分の間、<u>第24条第2項ただし書</u>の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならぬ。</p> <p>4 <u>第24条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、<u>第24条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2項、第4項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第24条第2項</u>の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならぬ。</p>	

改 正 案

子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 3 第26条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、同項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 4 第26条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第26条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 6 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2項、第4項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第26条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

(保育課)

議案第31号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削ること。（第13条関係）

2 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

(1) 引用条項を改めること。（第5条、第6条関係等）

(2) 安全計画の策定等に係る規定を加えること。（第8条関係）

(3) 自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を加えること。

（第9条関係）

(4) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に係る規定を改めること。（第12条関係）

(5) 衛生管理等に係る規定を改めること。（第14条関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第31号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

【栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）】

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

【栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）】

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

 第1節 小規模保育事業の区分（第27条）

 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雜則（第49条）

附則

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 略

2～4 略

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 略

改 正 案

【栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）】

第13条 削除

【栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）】

目次

第1章 総則（第1条—第22条）

第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）

第3章 小規模保育事業

 第1節 小規模保育事業の区分（第28条）

 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）

 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）

 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）

第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）

第6章 雜則（第50条）

附則

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 略

2～4 略

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 略

現 行
(保育所等との連携)
第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、 <u>第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。</u> ）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。 <u>第16条第2項第3号において同じ。</u> ）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1)・(2) 略
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、 <u>第42条</u> に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2 略
3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。
(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条</u> に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
(2) 略
第7条 略

改 正 案

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 略

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

第7条 略

現	行
---	---

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼

改 正 案

(安全計画の策定等)

第8条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがあると認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条・第11条 略

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

現	行
<u>児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u>	
<u>第11条・第12条 略</u>	
<u>第13条 削除</u>	
(衛生管理等)	
<u>第14条 略</u>	
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
3～5 略	
<u>第15条 略</u>	
(食事の提供の特例)	
<u>第16条</u> 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	
(1) 略	
(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。 <u>第21条 第2項</u> において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
(3)～(5) 略	
2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。	
(1)～(3) 略	
(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳	

改 正 案

第13条・第14条 略

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 略

第16条 略

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳

現 行

幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適當と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第17条～第21条 略

第2章 家庭的保育事業

第22条 略

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

（1） 略

（2） 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 略

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。この場合において、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、2人を下ることはできない。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）第26条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第26条 略

改 正 案

幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適當と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第18条～第22条 略

第2章 家庭的保育事業

第23条 略

（職員）

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 略

(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 略

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。この場合において、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、2人を下ることはできない。

（保育時間）

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）第28条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第27条 略

現	行
第3章 小規模保育事業	
第1節 小規模保育事業の区分	
第27条 略	
第2節 小規模保育事業A型	
(設備の基準)	
第28条 小規模保育事業A型を行う事業所 （以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	
(1)～(3) 略	
(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに 第33条第4号及び第5号 において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。	
(5)～(7) 略	
(職員)	
第29条 小規模保育事業所A型 には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。	
ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は 第16条第1項 の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	
2・3 略	
(準用)	
第30条 第24条から第26条までの規定 は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、 第24条 中「家庭的保育事業を行う者（次条及び 第26条 において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（ 第30条 において準用する次条及び 第26条 において「小規模保育事業者（A型）」といふ。）」と、 第25条 及び 第26条 中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。	
第3節 小規模保育事業B型	
(職員)	
第31条 小規模保育事業B型 を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その	

改 正 案

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第28条 略

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

(5)～(7) 略

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」といふ。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その

現	行
	他の機関が行う研修を含む。) を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は <u>第16条第1項</u> の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 略	
(準用)	
<u>第32条</u> <u>第24条から第26条まで及び第28条</u> の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、 <u>第24条</u> 中「家庭的保育事業を行う者(次条及び <u>第26条</u> において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(<u>第32条</u> において準用する次条及び <u>第26条</u> において「小規模保育事業者(B型)」といふ。)」と、 <u>第25条及び第26条</u> 中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、 <u>第28条</u> 中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに <u>第33条第4号及び第5号</u> 」とあるのは「 <u>第32条</u> において準用する次号」と読み替えるものとする。	
第4節 小規模保育事業C型	
(設備の基準)	
<u>第33条</u> 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」といふ。)の設備の基準は、次のとおりとする。	
(1)～(6) 略	
(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、 <u>第28条第7号</u> に掲げる要件に該当するものであること。	
(職員)	
<u>第34条</u> 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は <u>第16条第1項</u> の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。	
2 略	
<u>第35条</u> 略	
(準用)	

改 正 案

他の機関が行う研修を含む。) を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(B型)」といふ。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」といふ。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 略

第36条 略

(準用)

現 行

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」といふ。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 小規模保育事業C型

第37条～第39条 略

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

第42条 略

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）～（8） 略

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

改 正 案

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」といふ。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 小規模保育事業C型

第38条～第40条 略

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

第43条 略

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

現	行
<u>第44条</u> 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は <u>第16条第1項</u> の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	
2・3 略	
<u>第45条</u> 略	
(準用)	
<u>第46条</u> <u>第24条から第26条</u> までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、 <u>第24条</u> 中「家庭的保育事業を行う者（次条及び <u>第26条</u> において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「 <u>第43条</u> に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（ <u>第46条</u> において準用する次条及び <u>第26条</u> において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、 <u>第25条及び第26条</u> 中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。	
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	
<u>第47条</u> 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は <u>第16条第1項</u> の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	
2・3 略	
(準用)	
<u>第48条</u> <u>第24条から第26条まで及び第28条</u> の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、 <u>第24条</u> 中「家庭的保育事業を行う者（次条及び <u>第26条</u> において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「 <u>第47条第1項</u> に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（ <u>第48条</u> において準用する次条及び <u>第26条</u> において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、 <u>第26条及び第27条</u> 中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、 <u>第28条</u> 中「小規模保育事業所A型」	

改 正 案

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第46条 略

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第44条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」

現 行

とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

第49条 略

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の

改 正 案

とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

第50条 略

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の

現	行
	調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
	(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)
第4条	<u>第31条及び第47条</u> の規定の適用については、 <u>第23条第2項</u> に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、 <u>第31条第1項及び第47条第1項</u> に規定する保育従事者とみなす。
	(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)
第5条	小規模保育事業C型にあっては、 <u>第35条</u> の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。
	(小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業の職員に関する特例)
第6条	<u>第29条第2項各号又は第44条第2項各号</u> に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、 <u>第29条第2項又は第44条第2項</u> に規定する保育士の数は、1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
第7条	<u>第29条第2項又は第44条第2項</u> に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
第8条	1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、当分の間、 <u>第29条第2項又は第44条第2項</u> に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
第9条	前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、 <u>第29条第3項</u> 若しくは <u>第44条第3項</u> 又は前2条の規定により保育士とみなされ

改 正 案

調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

(小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業の職員に関する特例)

第6条 第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされ

現

行

る者を除く。) を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

改 正 案

る者を除く。) を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

(保育課)

議案第32号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

子ども・子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(第1条関係)

懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削ること。(第26条関係)

2 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・

子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(第2条関係)

引用条項を改めること。(第4条、第6条関係等)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第32号（保育課）

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

現 行

【栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）】

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に關しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

【栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）】

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則（第1条—第3条）

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第4条）

第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第37条）

第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）

第3章 雜則（第62条）

附則 略

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 略

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）】

第26条 削除

【栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）】

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則（第1条—第3条）

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第4条）

第2款 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3款 特例施設型給付費に関する基準（第34条・第35条）

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第36条）

第2款 運営に関する基準（第37条—第49条）

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第50条・第51条）

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第52条—第60条）

第3章 雜則（第61条）

附則 略

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 略

現	行
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	
(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分	
(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分	
(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	
第6条 略	
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
4・5 略	
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	
第7条 略	

改 案

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

現 行

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、
法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法
第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う
調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、
教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証
の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府
令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育
・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、
教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項の規定による保育必要量
をいう。）等を確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供さ
れる便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から
受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保
育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市
町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食
の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認
定子ども 7万7,200円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認

改 正 案

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項の規定による保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,200円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど

現	行
定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 200円	7万7,
イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は保護者扶養子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）	
(ア) <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者	
(イ) <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者	
ウ 略	
(4)・(5) 略	
5・6 略	
（特定教育・保育の取扱方針）	
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	
(1)・(2) 略	
(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条</u> の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）	
(4) 略	
2 略	
（運営規程）	
第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	

改 正 案

も（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 7万7,200円

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は保護者扶養子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ當該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 略

2 略

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

現	行
(1)～(3) 略	
(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 <u>19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同 じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日	
(5)～(11) 略	
第26条 削除	
第27条・第28条 略	
(利益供与等の禁止)	
第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第 <u>59条第1号</u> に規定する事業をい う。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」 という。）、教育・保育施設（法第 <u>7条第4項</u> に規定する教育・保育施設をいう。次項にお いて同じ。）若しくは地域型保育（同条第 <u>5項</u> に規定する地域型保育をいう。次項及び 第3 9条第4項 において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその 家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の 利益を供与してはならない。	
2 略	
第30条～第33条 略	
(記録の整備)	
第34条 略	
2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	
(1)～(3) 略	
(4) 第30条第2項 に規定する苦情の内容等の記録	
(5) 第32条第3項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
第3款 特例施設型給付費に関する基準	
(特別利用保育の基準)	
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法 <u>第19条第 1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利	

改 正 案

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 略

第26条・第27条 略

(利益供与等の禁止)

第28条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第38条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

第29条～第32条 略

(記録の整備)

第33条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育

現 行

用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定より定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利

改　　正　　案

を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利

現 行
用教育に係る法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「 <u>同項第1号又は第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1款 利用定員に関する基準
<u>第37条</u> 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第45号） <u>第28条</u> に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例 <u>第31条第1項</u> に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例 <u>第33条</u> に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法 <u>第1</u>

改 正 案

用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第36条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第45号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第1

現 行
<p><u>9条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第2款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p><u>第38条</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第46条</u>に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、<u>第42条</u>に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p><u>第39条</u> 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 略</p>

改 正 案

9条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第37条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第45条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第41条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第42条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第38条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

現 行
4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、 <u>第42条</u> に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
<u>第40条・第41条 略</u>
(特定教育・保育施設等との連携)
<u>第42条</u> 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
(1)～(2) 略
(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、 <u>第37条第2項</u> に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2 居宅訪問型保育事業を行う者は、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 <u>第37条第1号</u> に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
3 事業所内保育事業を行う者であって、 <u>第37条第2項</u> の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同

改 正 案

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第41条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第39条・第40条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)～(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同

現 行

項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることが要しない。

4 略

第43条～第45条 略

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) 略

第47条・第48条 略

（記録の整備）

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2)・(3) 略

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中

改 正 案

項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 略

第42条～第44条 略

第45条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第42条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第38条第2項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) 略

第46条・第47条 略

（記録の整備）

第48条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第43条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2)・(3) 略

(4) 次条において準用する第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第49条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中

現 行
<p>「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。<u>第50条</u>において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「<u>第46条</u>に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3款 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（特別利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第51条</u> 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、<u>第37条第2項</u>の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第33条</u>までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、<u>第39条第2項</u>中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ど</p>

改 正 案

「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第49条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第45条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と

現 行

も」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものと

改 正 案

あるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

現	行
	する。
3	特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、 <u>第43条第1項</u> 中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法 <u>第29条第3項第1号</u> に掲げる額」とあるのは「法 <u>第30条第2項第3号</u> の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令 <u>第4条第1項第2号</u> に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 <u>13条第4項第3号</u> ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
	第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
<u>第53条～第56条 略</u>	(法定代理受領の場合の読み替え)
<u>第57条</u>	特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、 <u>第55条第1項</u> 中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。
<u>第58条～第60条 略</u>	(記録の整備)
<u>第61条 略</u>	

改 正 案

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

第52条～第55条 略

（法定代理受領の場合の読み替え）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第54条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

第57条～第59条 略

（記録の整備）

第60条 略

現	行
2 特定子ども・子育て支援提供者は、 <u>第54条</u> の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び <u>第58条</u> の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	

第3章 雜則

第62条 略

附 則

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第3条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

改 正 案

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第53条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第57条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 雜則

第61条 略

附 則

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第3条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第36条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第41条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(公園緑地課)

議案第33号

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

西方総合公園の弓道場を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市公園条例の一部改正

有料公園施設から西方総合公園の弓道場を削ること。（別表第1関係）

2 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正

西方総合公園の弓道場に係る規定を削ること。

（別表第1及び別表第2関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1） 条例を設け又は改廃すること。

（2） 以下略

議案第33号（公園緑地課）

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

【栃木市公園条例の一部改正】

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設名
略	略
西方総合公園	略
	テニスコート
	<u>弓道場</u>
	略
略	略

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第1（第2条関係）

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
西方総合公園	略	略	略
	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前8時から午後6時30分まで
	<u>弓道場</u>	<u>1月4日から12月28日まで</u>	<u>午前8時から午後6時30分まで</u>
	略	略	略
略	略	略	略

別表第2（第5条関係）

1～6 略

7 西方総合公園

区分	使用料
略	略
テニスコート (1面につき)	スポーツ 1時間につき 420円
	集会等 1時間につき 1,040円

改 正 案

【栃木市公園条例の一部改正】

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設名
略	略
西方総合公園	略
	テニスコート
	略
略	略

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第1（第2条関係）

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
西方総合公園	略	略	略
	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前8時から午後6時30分まで
	略	略	略
略	略	略	略

別表第2（第5条関係）

1～6 略

7 西方総合公園

区分	使用料
略	略
テニスコート (1面につき)	1時間につき 420円
集会等	1時間につき 1,040円

現		行
	営利等	1時間につき 4,190円
<u>弓道場</u>	<u>個人利用</u>	<u>中学生以下</u> 1人1回につき 50円
		<u>上記以外の者</u> 1人1回につき 100円
<u>団体利用</u>		1時間につき 310円
略		略

備考

- 1・2 略
- 3 野球（ソフトボール）場、テニスコート及び弓道場を、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 個人利用における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。
- 5 バーベキュー広場の使用料は、広場全部を占用する場合のみ徴収するものとする。
- 8 略

改 正 案

略	略	略
略	略	略

備考

1・2 略

3 野球（ソフトボール）場及びテニスコートを、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

4 バーベキュー広場の使用料は、広場全部を占用する場合のみ徴収するものとする。

8 略

(建築指導課)

議案第34号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

多機能端末機により交付することができる市税に関する証明を拡充するに当たり、並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 市税に関する証明を多機能端末機により交付する場合の規定を改めること。
(別表第1関係)
- 2 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る手数料の区分を改めること。
(別表第2関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第34号（建築指導課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～15 略	略
16 納税証明、所得証明その他の市税に関する証明	1件につき 300円（多機能端末機により所得証明又は住民税決定証明を交付する場合にあっては、1通につき200円）
17～39 略	略

備考 略

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～43 略	略	略
44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に</p>

改 正 案

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～15 略	略
16 納税証明、所得証明その他の市税に関する証明	1件につき 300円（多機能端末機により所得証明、 <u>課税証明、非課税証明、納税証明</u> 又は住民税決定証明を交付する場合にあっては、1通につき200円）
17～39 略	略

備考 略

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～43 略	略	略
44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に</p>

現 行

規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 申請に係る住戸の数が1戸の場合 4,000円

(イ) 申請に係る住戸の数が1戸を超える5戸以内の場合 9,000円

(ウ) 申請に係る住戸の数が5戸を超える10戸以上

改 正 案

規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

現 行

戸以内の場合 15

, 000円

(イ) 申請に係る住戸の

数が10戸を超える場合

5戸以内の場合 2

5, 000円

(ホ) 申請に係る住戸の

数が25戸を超える場合

0戸以内の場合 4

3, 000円

(カ) 申請に係る住戸の

数が50戸を超える場合

00戸以内の場合

77, 000円

(キ) 申請に係る住戸の

数が100戸を超える場合

200戸以内の場合

121, 000円

(ク) 申請に係る住戸の

数が200戸を超える場合

153, 0

00円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲

げる申請を除く。）

次に掲げる金額（共用

部分を計算しない評価

方法（低炭素建築物誘

改 正 案

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

現	行	
		<p><u>導基準であって、市長が指定するものをいう。</u></p> <p><u>以下この項及び次項において同じ。) を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)</u></p> <p>を合算した金額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>共同住宅等の住宅部分に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア) <u>申請に係る住戸の数が1戸の場合 3 3,000円</u></p> <p>(イ) <u>申請に係る住戸の数が1戸を超え5戸以内の場合 66, 000円</u></p> <p>(ウ) <u>申請に係る住戸の数が5戸を超え10戸以内の場合 93</u></p>

改 正 案

(ア)～(ウ) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の
場合 次に掲げる申請の
区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

ア 略

現 行

000円

(イ) 申請に係る住戸の数が10戸を超える場合 1
30,000円

(オ) 申請に係る住戸の数が25戸を超える場合 1
87,000円

(カ) 申請に係る住戸の数が50戸を超える場合 1
268,000円

(キ) 申請に係る住戸の数が100戸を超える場合 1
363,000円

(ク) 申請に係る住戸の数が200戸を超える場合 1
476,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）
次に掲げる金額 （共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、（イ）に掲げる金額

改 正 案

イ アに掲げる申請以外
の申請 次に掲げる金
額を合算した金額

現 行		
		<p><u>額を除く。) を合算した金額</u> (ア)～(イ) 略 2 略</p>
4 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定</u></p>

改 正 案

		(ア)～(エ) 略 2 略
4.5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p>

現 行

する金額の 2 分の 1 に
相当する金額

ウ 一の建築物全体に係
る申請 (ア及びイに掲
げる申請を除く。)
次に掲げる金額 (共用
部分を計算しない評価
方法を用いる場合にあ
っては、(イ)に掲げる金
額を除く。) を合算し
た金額

(ア) 計画の認定を受け
た住宅部分について、
前項の右欄の 1 の (1)
のウの (ア) に規定する
金額の 2 分の 1 に相
当する金額

(イ) 計画の認定を受け
た共用部分について、
前項の右欄の 1 の (1)
のウの (イ) に規定する
金額の 2 分の 1 に相
当する金額

(ウ) 計画の認定を受け
た非住宅部分につい
て、前項の右欄の 1
の (1) のウの (ウ) に規
定する金額の 2 分の

改 正 案

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ウ)に規定する金額の2分の

現	行
	<p>1に相当する金額</p> <p>(エ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の<u>1</u>の(1)のウに規定する金額</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額</u></p> <p><u>ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。)</u></p> <p>次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)を合算した金額</p> <p>(ア) 計画の認定を受け</p>

改 正 案

1に相当する金額

(イ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受け

現	行	
		た住宅部分について、 前項の右欄の <u>1の(2)</u> <u>のウの(7)</u> に規定する 金額の2分の1に相 当する金額
		(イ) 計画の認定を受け た共用部分について、 前項の右欄の <u>1の(2)</u> <u>のウの(1)</u> に規定する 金額の2分の1に相 当する金額
		(ウ) 計画の認定を受け た非住宅部分（モデ ル建物法を用いるも のに限る。）につい て、前項の右欄の <u>1</u> <u>の(2)のウの(ウ)</u> に規 定する金額の2分の 1に相当する金額
		(エ) 計画の認定を受け た非住宅部分（標準 入力法・主要室入力 法を用いるものに限 る。）について、前 項の右欄の <u>1の(2)の</u> <u>ウの(1)</u> に規定する金 額の2分の1に相当 する金額

改 正 案

た住宅部分について、
前項の右欄の1の(2)
のイの(7)に規定する
金額の2分の1に相
当する金額

(イ) 計画の認定を受け
た共用部分について、
前項の右欄の1の(2)
のイの(1)に規定する
金額の2分の1に相
当する金額

(ウ) 計画の認定を受け
た非住宅部分（モデ
ル建物法を用いるも
のに限る。）につい
て、前項の右欄の1
の(2)のイの(ウ)に規
定する金額の2分の
1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受け
た非住宅部分（標準
入力法・主要室入力
法を用いるものに限
る。）について、前
項の右欄の1の(2)の
イの(エ)に規定する金
額の2分の1に相
当する金額

現	行	
		(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の <u>1</u> の(2)のウに規定する金額 2 略
46～49 略	略	略
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 略 イ <u>共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (7) <u>床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物</u>	

改 正 案

		(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の <u>1</u> の(2)のイに規定する金額 2 略
46～49 略	略	略
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 略	

現 行

エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。（イ）から（Ⅰ）まで及びウの（イ）並びに（2）のイ及びウの（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

(I) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 略

(イ) 共同住宅等の部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

表 略

(ウ) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係

改 正 案

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 略

(イ) 共同住宅等の部分について、次の表の左欄に掲げる床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。（2）のイの（イ）において同じ。）の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

表 略

(ウ) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

現 行	
	<p style="text-align: center;"><u>る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の場合</u> <u>63,000円</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u> <u>100,000円</u></p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u> <u>180,000円</u></p> <p>(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合</u> <u>250,000円</u></p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>（ア）～（エ） 略</p> <p>2 略</p>
5.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略</p> <p>ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額</p>

改 正 案

	<p>イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額 (ア)～(エ) 略</p> <p>2 略</p>
5.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略</p>

現 行

工 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前項の右欄

の 1 の (1) の イ に 規 定 す る 金 額

オ 一の建築物全体に係る申請 (アからエまでに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものと除く。) について、前項の右欄の1 の (1) の ウ の (7)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1 の (1) の ウ の (4)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1 の (1) の ウ の (ウ)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1 の (1) の ウに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1 の (2) の イ に 規 定 す る 金 額の 2 分の 1 に相当する金額

工 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1 の (2) の イ に 規 定 す る 金 額

オ 一の建築物全体に係る申請 (アからエまでに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものと除く。) について、前項の右欄の1 の (2) の ウ の (7)

改 正 案

ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額
を合算した金額

- (ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るもの
除く。)について、前項の右欄の1の(1)のイの(ア)
に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、
前項の右欄の1の(1)のイの(イ)に規定する金額の2
分の1に相当する金額
- (ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の
右欄の1の(1)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1
に相当する金額
- (エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は
非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイに
規定する金額
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額
を合算した金額

- (ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るもの
除く。)について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)

現 行	
	<p>に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の <u>1 の (2) の ウ の (イ)</u> に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の <u>1 の (2) の ウ の (ウ)</u> に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の <u>1 の (2) の ウ の (エ)</u> に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の <u>1 の (2) の ウ</u> に規定する金額</p>
2 略	
5 2 略	略

改 正 案

に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

- (イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の 1 の (2) の イ の (イ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額
- (ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の (2) の イ の (ウ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額
- (エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の (2) の イ の (エ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額
- (オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の 1 の (2) の イ に規定する金額

2 略

52 略

(上下水道総務課)

議案第35号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項を改めること。 (第2条関係)
- 2 再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、引用条項を改めること。 (第19条関係)
- 3 定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を設けること。 (附則関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第35号（上下水道総務課）

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(給与の種類)	
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	
2・3 略	
(再任用職員についての適用除外)	
第19条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項</u> 又は <u>第28条の6第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> の規定により採用された職員については適用しない。	
附 則	
1～7 略	

改 正 案

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第19条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については適用しない。

附 則

1～7 略

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

8 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後、管理者が定める額とする。

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。

10 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

現 行

改 正 案

12 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(総合政策課)

議案第36号

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定について

提案理由

旧寺尾南小学校を市の書庫及び倉庫として活用することが決定したことから、利用事業者の選定に係る審査等を実施する栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会を廃止するため、栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(総合政策課)

議案第37号

第2次栃木市総合計画基本構想及び基本計画について

提案理由

第2次栃木市総合計画基本構想は、本市の10年後の目指すべき将来像を定め、その実現を図るため、基本方針を明らかにしている。また、基本計画においては、5年間の基本施策ごとの現状と課題や施策の方向性、主要事業を取りまとめ、基本構想で定めた将来像を実現するための具体的な計画として示している。

今回、栃木市総合計画後期基本計画策定から5年が経過するに当たり、第2次栃木市総合計画基本構想及び基本計画について、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

栃木市自治基本条例抜粋

(議決事件)

第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 目指すべき将来の姿を示す基本構想

(2) 前号の基本構想を具現化するための施策を定めた基本計画

(3) 前号の基本計画を実現するための事務事業を定めた実施計画

3 前項第1号の基本構想及び同項第2号の基本計画は、議会の議決を経て定めなければならない。

4 以下略

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 略

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法廷受託事務に係るものにあっては、国の安全にすることその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(環境課)

議案第38号

佐野地区衛生施設組合規約の変更について

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合規約（昭和36年栃木県指令地第454号）を次のように変更することについて、佐野市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

解散に伴う事務の承継について定めること。（第15条関係）

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第38号（環境課）

佐野地区衛生施設組合規約の一部を改正する規約

現	行
---	---

第1章～第4章 略

改 正 案

第1章～第4章 略

第5章 解散に伴う事務の承継

(解散に伴う事務の承継)

第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、組織市の協議によりこれを定める。

(環境課)

議案第39号

佐野地区衛生施設組合の解散について

提案理由

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合を解散することについて、佐野市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(環境課)

議案第40号

佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

提案理由

佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、佐野市と協議した
いので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処
分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定
によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第
287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）
を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決
を経なければならない。

(道路河川維持課)

議案第 41 号

市道路線の認定について

提案理由

栃木地域内の開発行為により帰属された道路、道路事業により整備された道路及び栃木インター西土地区画整理事業関連の道路並びに大平地域内の寄付された道路について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

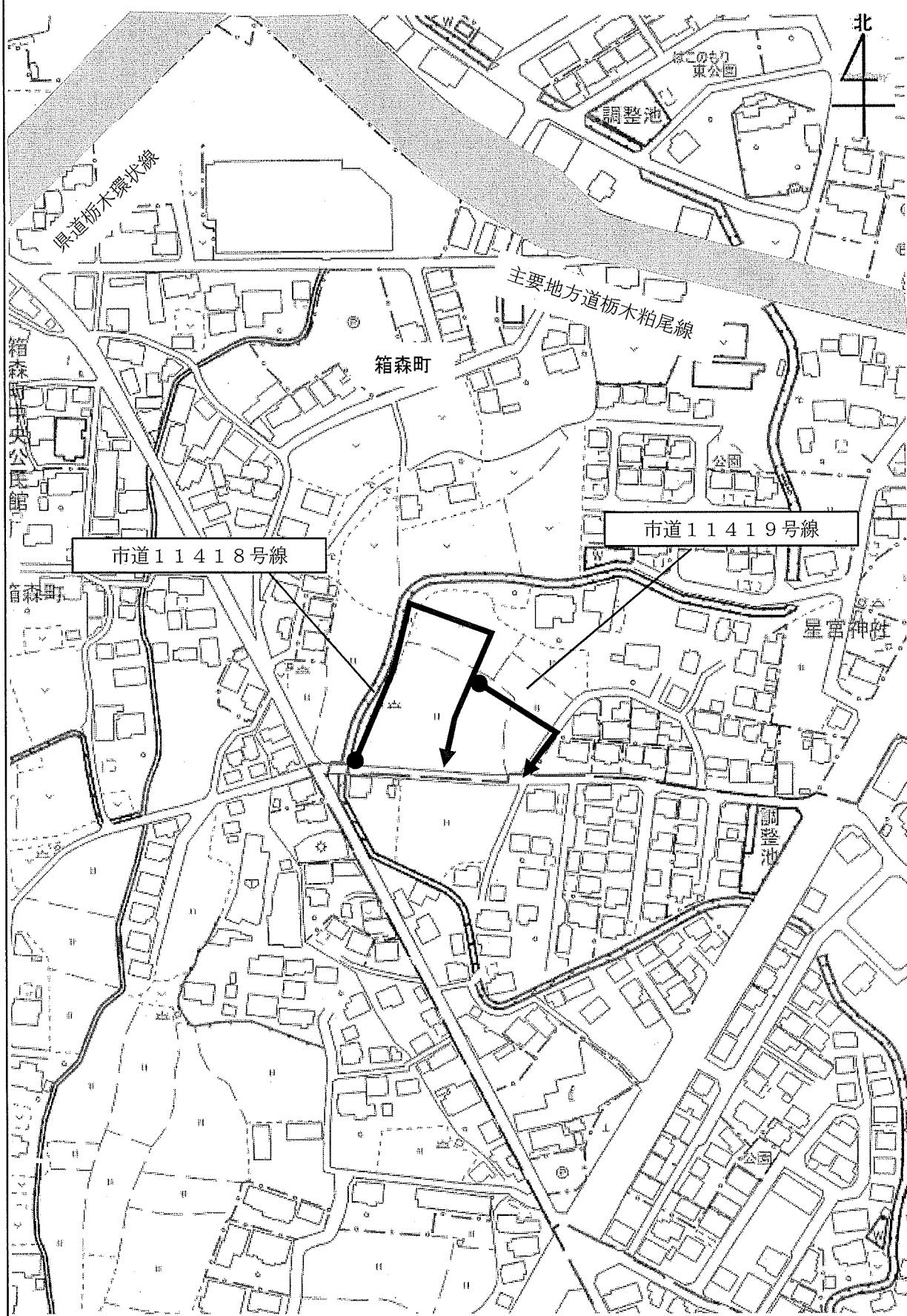
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

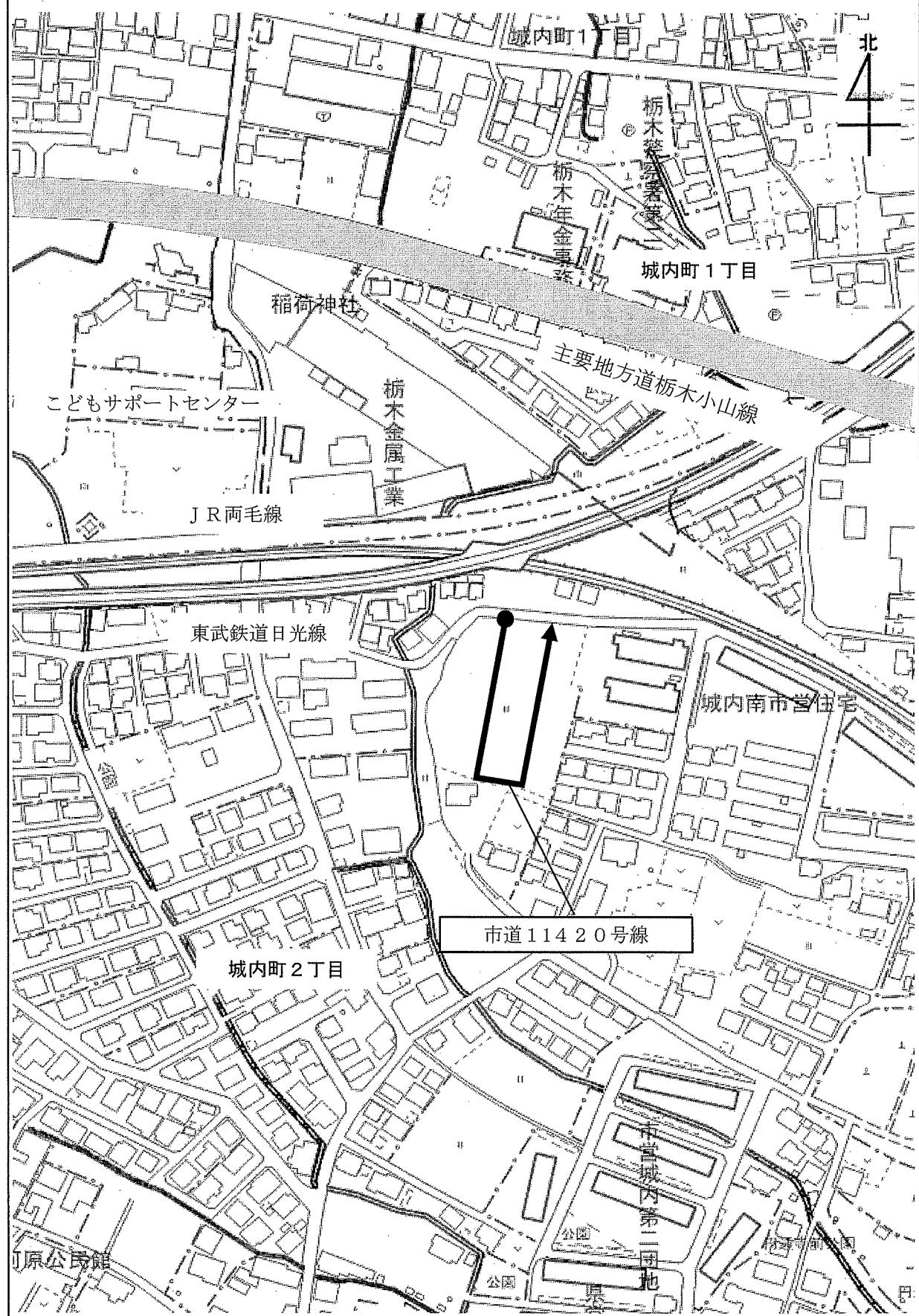
市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

市道11418号線
市道11419号線



市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

市道11420号線



市道路線認定 位置図

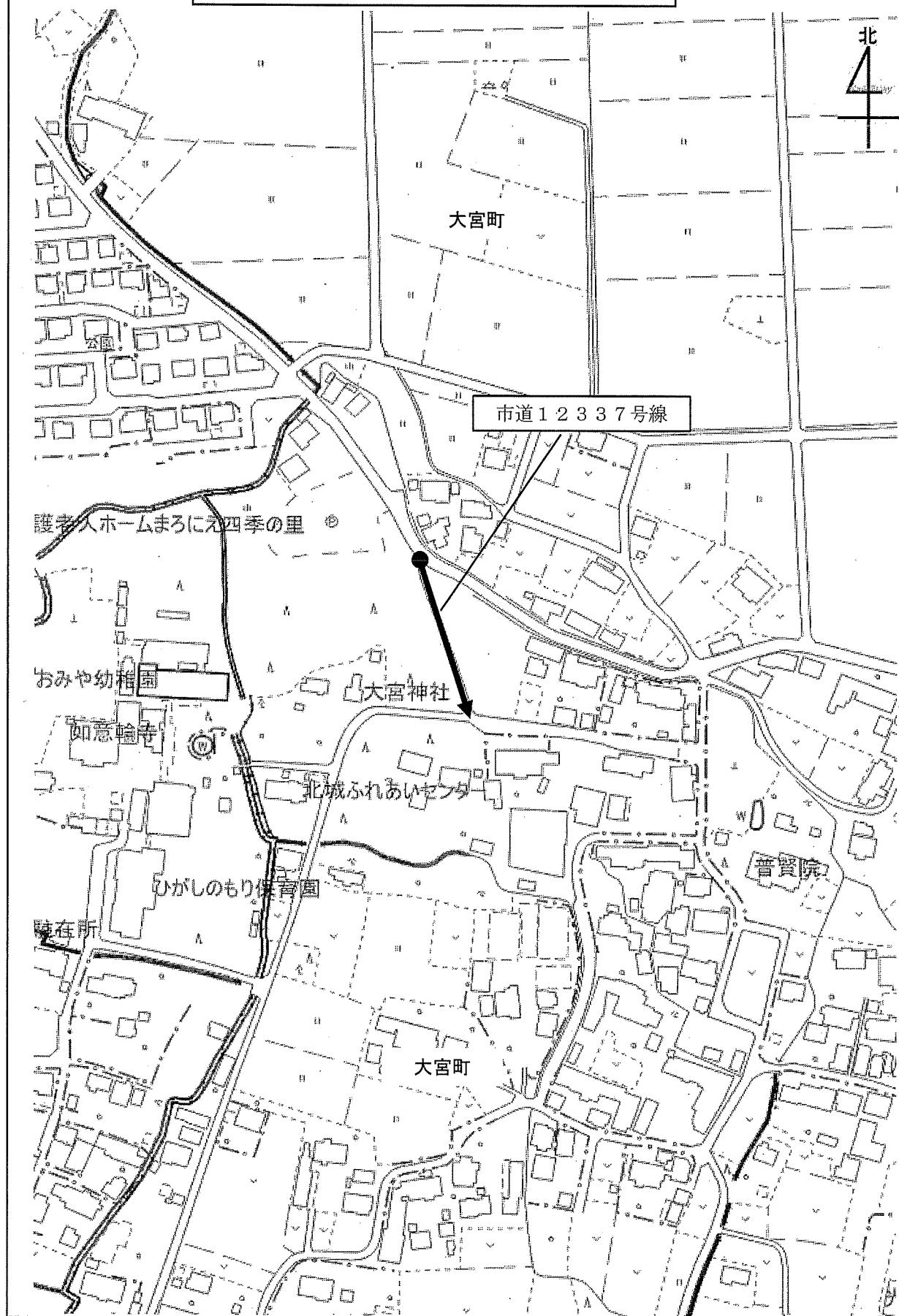
(S=1: 2500)

市道11421号線



市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

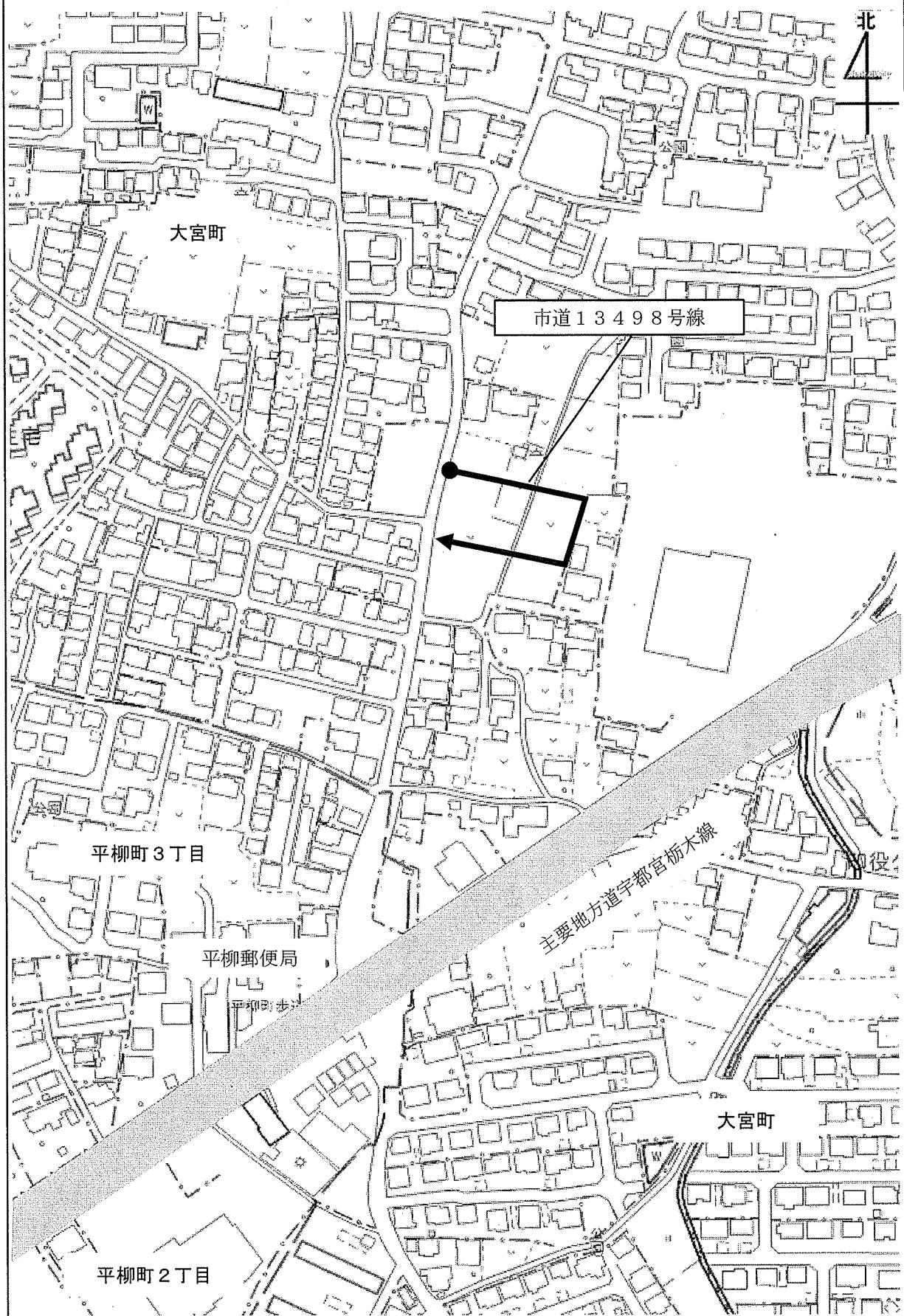
市道12337号線



市道路線認定 位置図

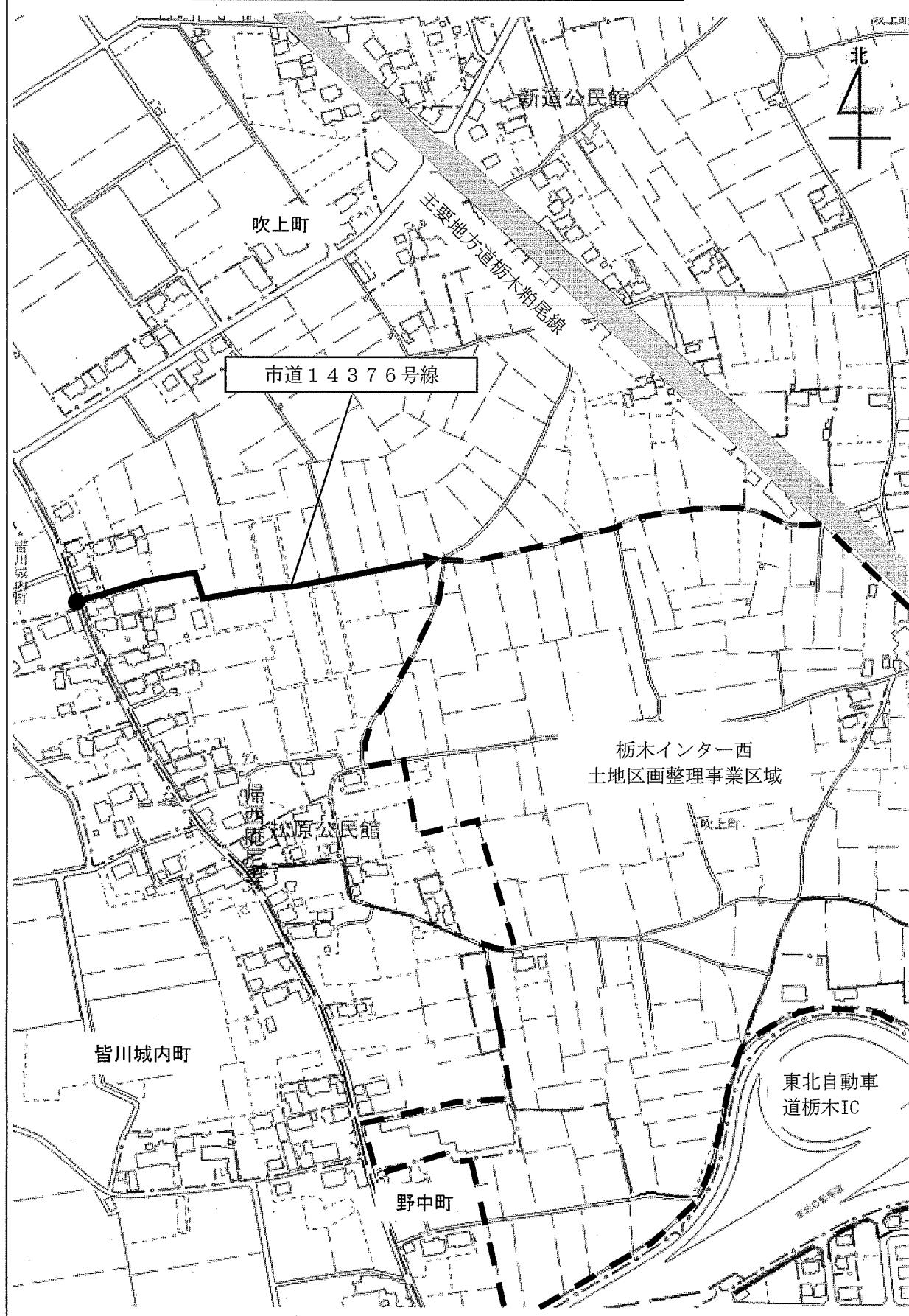
(S=1: 2500)

市道13498号線



市道路線認定 位置図
(S=1: 4 0 0 0)

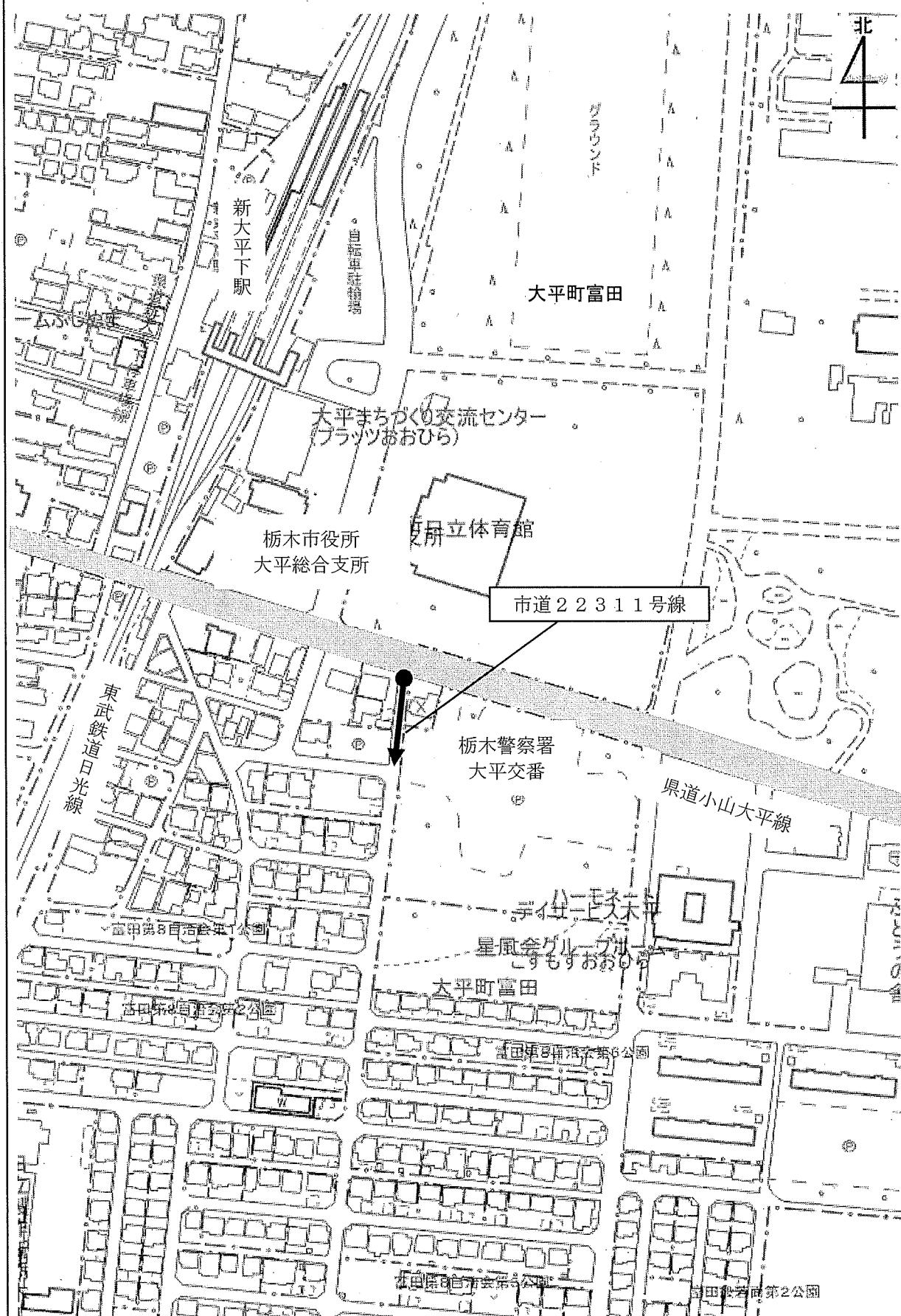
市道14376号線



市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

市道22311号線



市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

市道22312号線



市道路線の廃止について

提案理由

栃木地域において栃木県が管理する主要地方道栃木粟野線と重複認定している市道について、道路法第10条第1項の規定に基づき路線の廃止をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

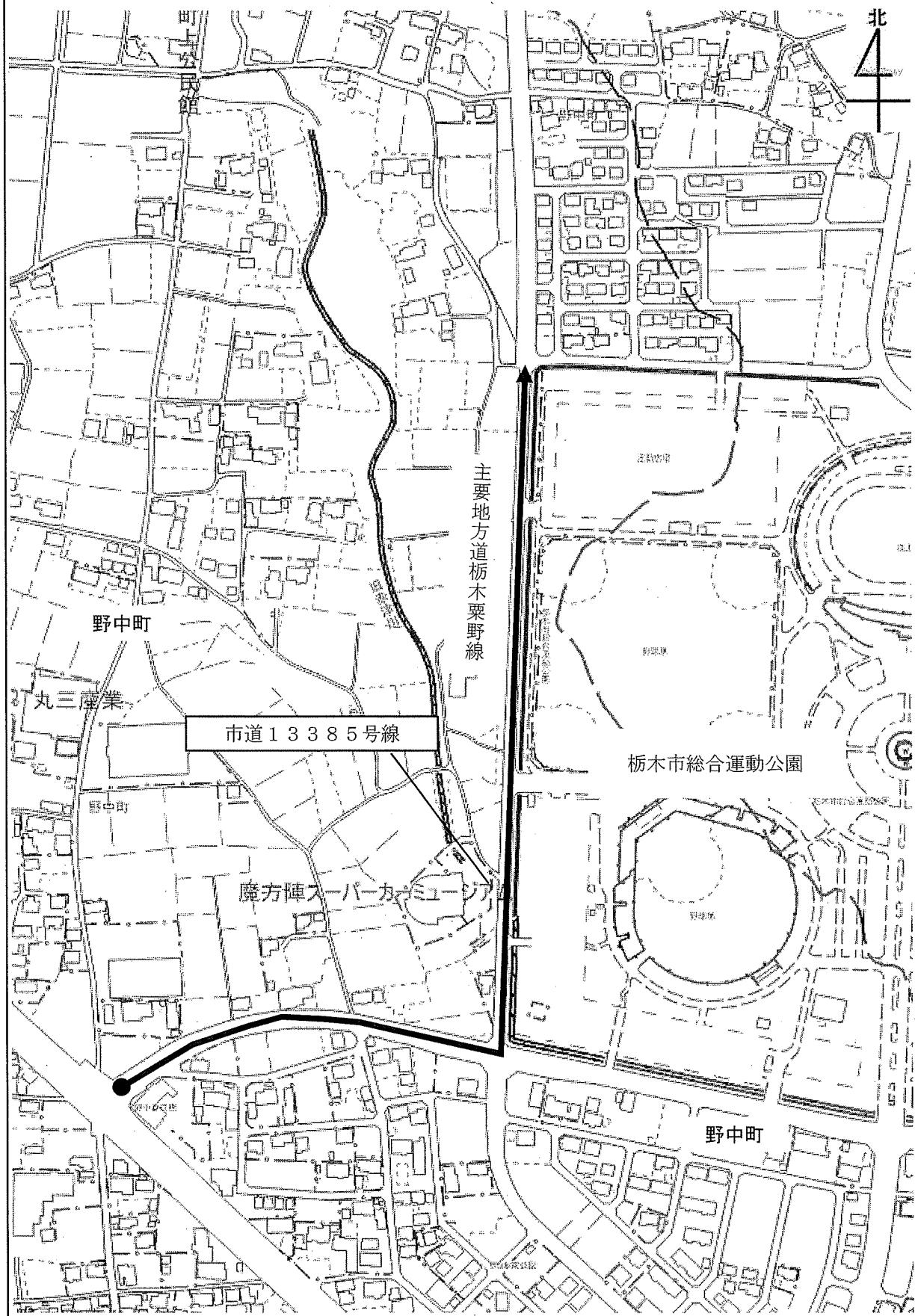
2 略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線廃止 位置図

(S=1:4000)

市道13385号線



(道路河川維持課)

議案第43号

市道路線の変更について

提案理由

栃木地域において道路工事により整備された市道12236号線及び藤岡地域において路線の一部が一般交通の用に供する必要がなくなった市道31133号線について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

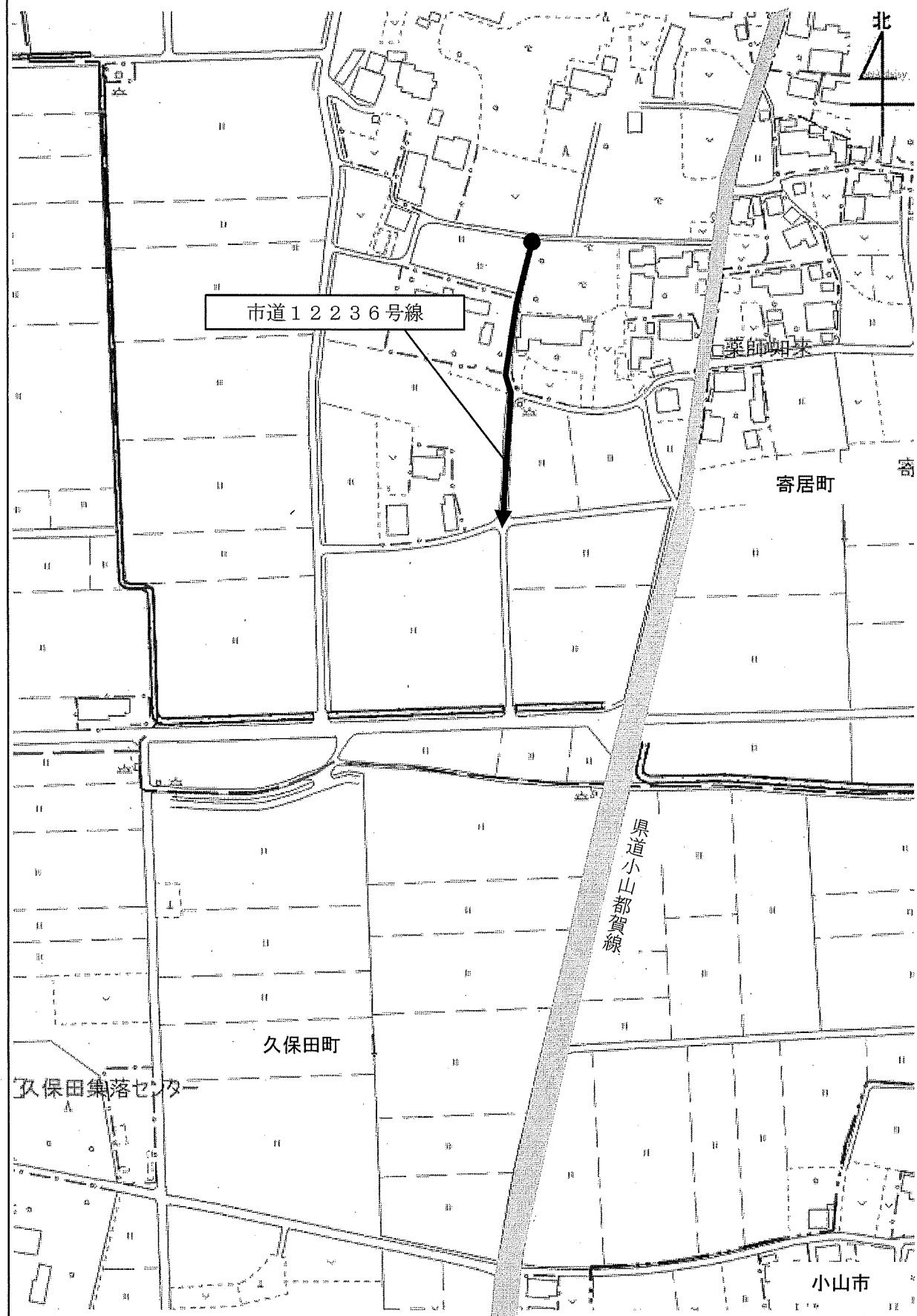
第10条 略

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

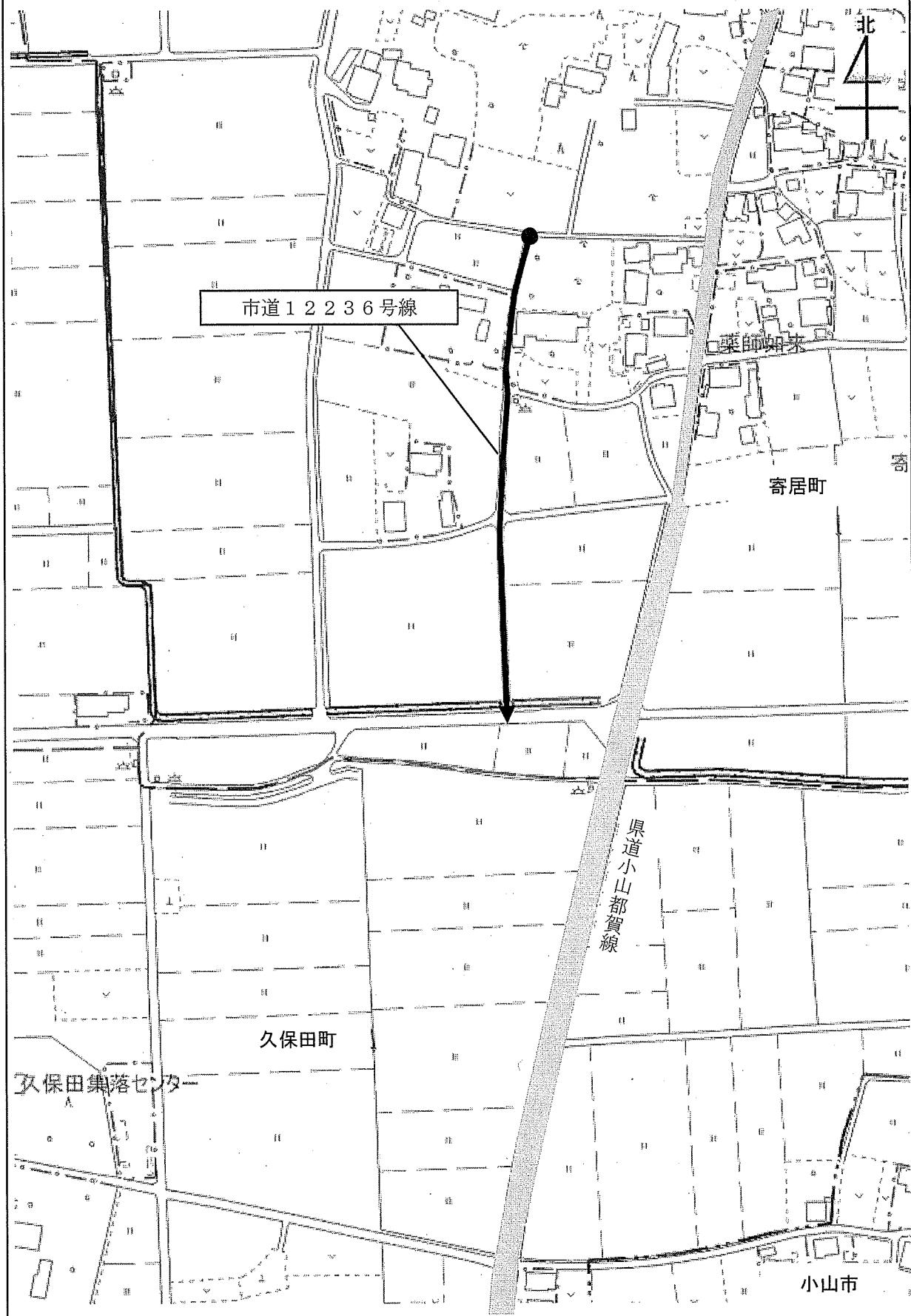
市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

市道12236号線



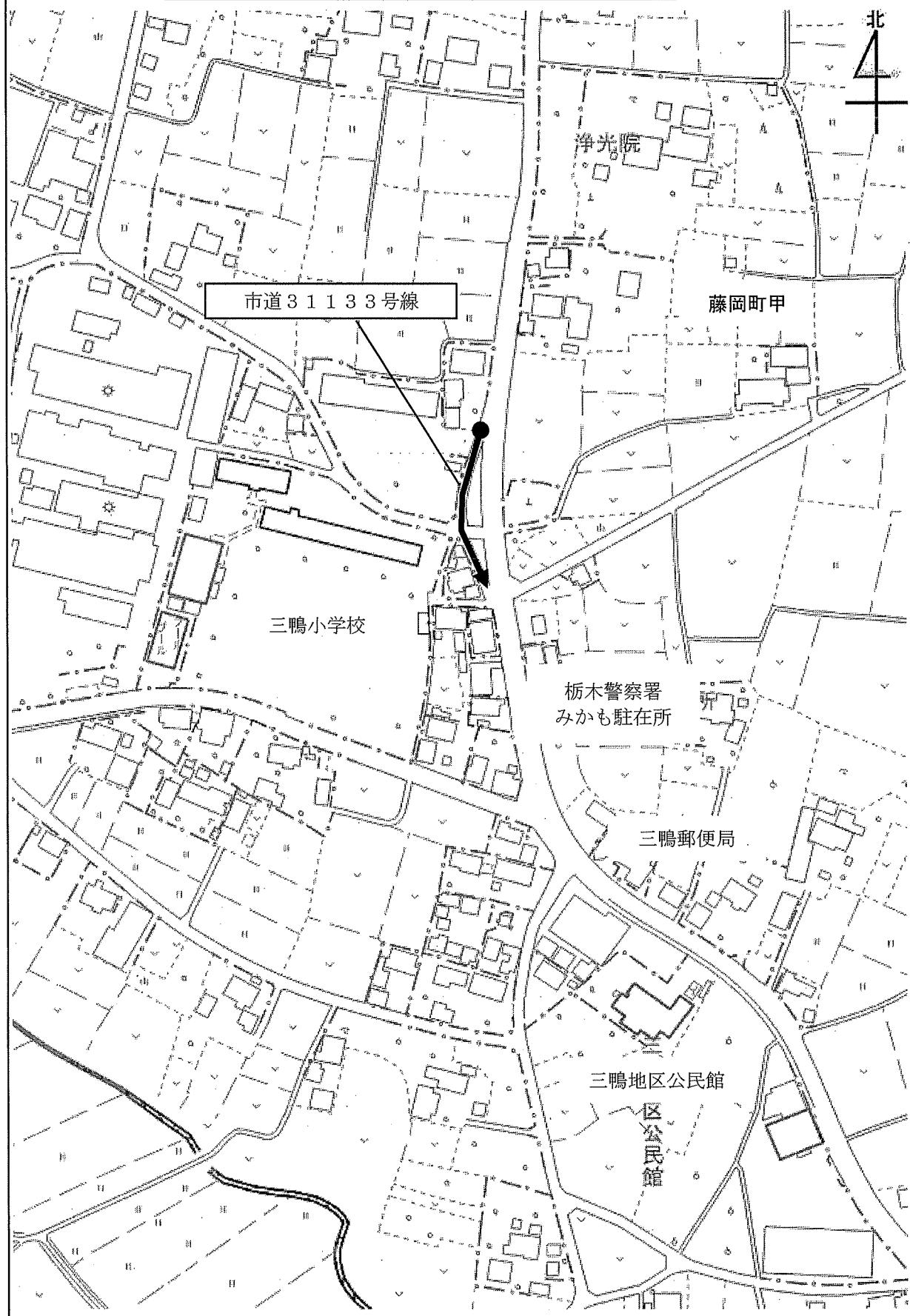
市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道12236号線



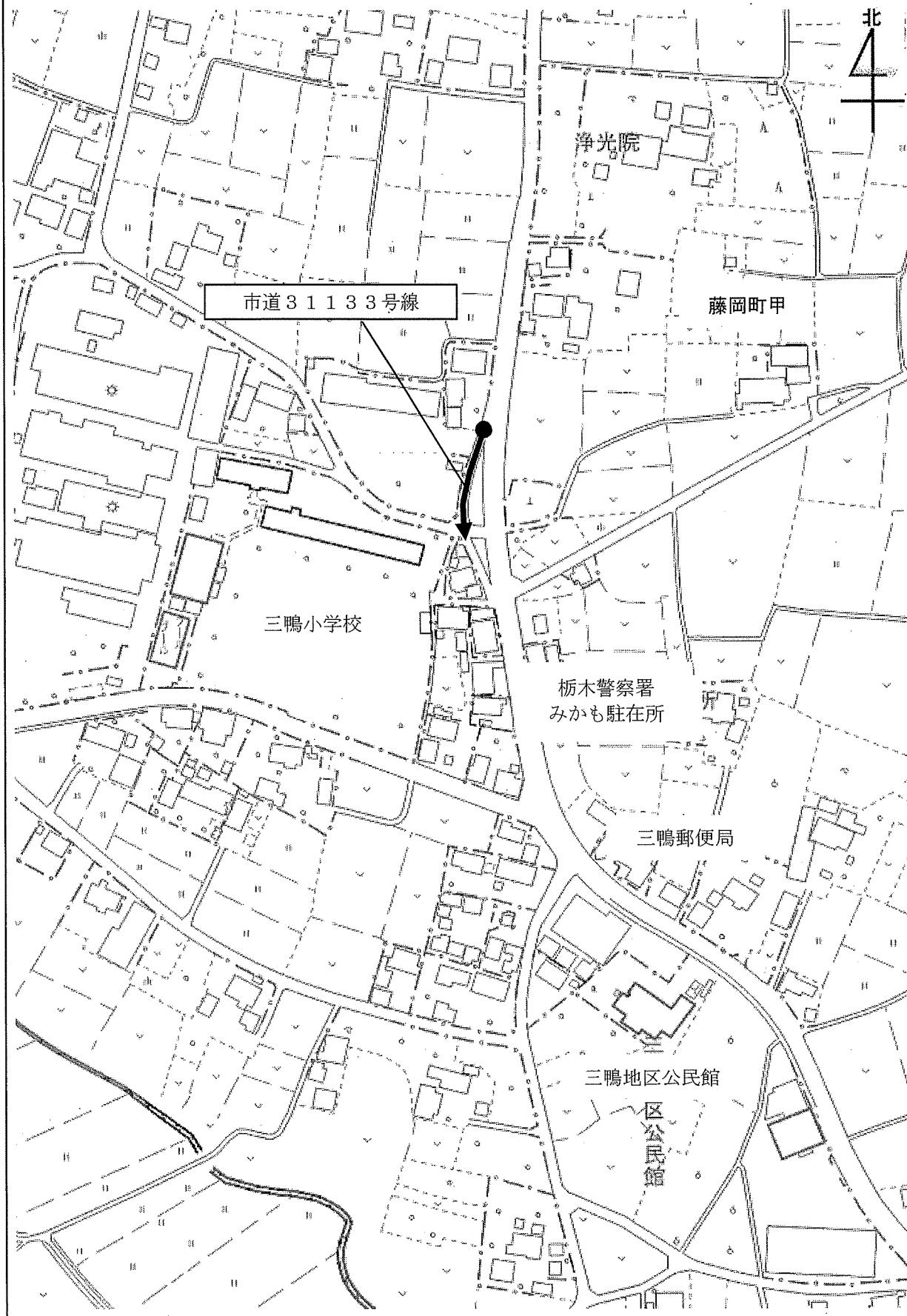
市道路線 変更前 位置図
(S=1: 2500)

市道31133号線



市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道31133号線



(保健給食課)

議案第44号

財産の取得について

提案理由

栃木市藤岡学校給食センターの自動食器浸漬装置付食器洗浄機が老朽化したため、自動食器浸漬装置付食器洗浄機1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(人権・男女共同参画課)

議案第45号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、関口茂一郎氏が令和5年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参考条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

関 口 茂 一 郎 氏 の 略 歴

住 所 栃木市小野口町303番地

生年月日 昭和26年2月1日

主 な 経 歴

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 46 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、大橋孝子氏が令和 5 年 5 月 18 日をもって任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

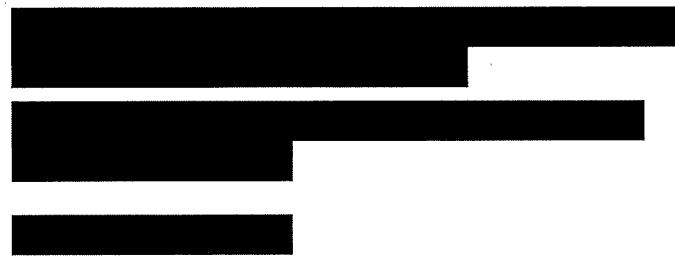
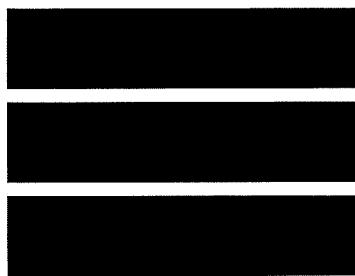
3 以下略

大塚 裕子氏の略歴

住 所 栃木市都賀町平川436番地2

生年月日 昭和51年8月6日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職員課)

議案第47号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、大島秀介氏が令和5年5月14日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納稅義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

大島秀介氏の略歴

住所 栃木市岩舟町畠岡501番地5

生年月日 昭和31年3月30日

主な経歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかならだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

